

2015年11月20日
ジェイサート株式会社

お客様各位

証明書発行(新規/更新)後 31 日以降での「リキー処理」制限のこと

- 1) 「リキー処理」につきましては、従来より
 - (ア) 証明書発行(新規/更新)後 30 日以内で 5 回までであれば、弊社サイトにログインし、「証明書管理」メニューにから、お客様ご自身で随時実施出来る仕様としている一方で、
 - (イ) 同 31 日以降については、個別に弊社までお問い合わせ頂いたお客様のうち、昨年 4 月に発現した openssl 脆弱性問題等、「不可抗力事由」により秘密鍵や証明書の生成し直しが求められる場合に限り、お客様に代行し弊社にて無償でリキー処理をお受けする旨、ご案内しておりました。

- 2) 2015 年 11 月 20 日(金)より、1)-(イ) 証明書発行(新規/更新)後 31 日以降での「リキー処理」につきましては、「不可抗力事由」であってもお受け出来ない場合があることを、弊社サイトにおいて明示させていただきますので、ご承知おきください。
 - (ア) 弊社証明書を設定・稼働されているサーバ構成および同一証明書の使い回し(複数サーバ上での共用)状況等をお伺いした上で、「リキー処理にて対応可能かどうか」を個別に判断させて頂くこととなります。
 - (イ) お客様側でのリキー後の再発行証明書の置換作業が大規模かつ精緻なスケジュール・人員管理が見込まれる場合等、「リキー処理」そのものをお受け出来ない場合がございます。
 - (ウ) 詳しくは、https://www.jcert.co.jp/support/faq_detail07.html#faq07-7 をご参照ください。

背景と致しましては、「リキー処理」により証明書が再発行されますと、米国認証局ポリシーにより、再発行時から「24 時間(お客様からの個別のご要望内容によっては米国認証局許諾を求めた上でマニュアルで最大 72 時間まで延長するケースもあります)」後に、再発行前の証明書が「自動失効」してしまうことから、同一証明書を複製コピーし大規模なサーバ構成内で使い回し(共用)されている場合など、再発行証明書の置換作業を現行証明書が自動失効するまでの限られた時間内で完了できない事例を捨象できない、と判断したためです。

- 3) なお、「リキー処理」をお断りした場合には、有償となりますが、時間的制限のない「新規」証明書の取り直しにより、証明書の置換作業を実施頂くようお願い致します。(弊社では費用負担致しかねますので、予めご承知おきください。)

以上